

※電子メールのアドレスが kos-jetroipr@jetro.go.jp に変わりました。

INDEX

◎ 韓国IPGの活動

「韓国知的財産法改正セミナー」開催 01

「仁川空港税関職員向け真がん判定セミナー」開催 03

2011年SJC建議事項に対する韓国政府の

回答について 04

◎ IPを知ろう

重要判例を紹介します 05

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」

特許プールの誕生 ～特許と標準化との出会い～ 07

特許大国！韓国 08

韓国IPGへのメンバー登録

http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

事務局より

寒さも和らぎ、まもなく桜の季節となりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

韓国IPGでは、先日「韓国知的財産法改正セミナー」及び「税関セミナー」を開催致しました。ご参加・ご協力して下さいました企業の皆様方に深く感謝を申し上げます。

今後も各セミナーを定期的 to 実施し、韓国における知的財産権の情報提供に積極的に取り組み、発信していきたいと思ひます。

また、韓国IPG活動について皆さまのご意見・ご要望などがございましたら是非お聞かせ下さい。

CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

◎ 韓国IPGの活動

「韓国知的財産法改正セミナー」(特許庁委託事業)を開催しました

韓国は、知的財産強国を目指し、各種法改正や基盤の整備等を強力に進めているところですが、特に2011年は、「知識財産基本法」の制定や、韓EU・FTA、韓米FTA締結に伴う知的財産関連法の法改正を行う等、重要な法改正が行われた注目すべき1年となりました。そこで、去る2月21日、22日、東京・大阪会場にて「韓国知的財産法改正セミナー」を開催し、今般制定された「知識財産基本法」及びこれに基づき策定された「第1次国家知識財産基本計画(2012-2016)」について、金・張法律事務所の韓相郁弁護士より概要の紹介をいただくと共に、韓EU・FTA、韓米FTA締結により改正された特許法・デザイン保護法・意匠法の改正ポイントについて、同朴普顯弁理士よりご説明いただきました。本セミナーでは、総計170人以上のご参加をいただき、注目度の高さを伺うことができました。

そこで、本セミナーの概要について、以下のとおりご報告いたします。

なお、韓国においては、「知識財産基本法」により、知的財産という用語が知識財産に統一されることとなりましたので、韓国における制度等の説明では、知識財産という用語を用います。

1. 「知識財産基本法、第1次知識財産基本計画と今後の動向」

(1)「知識財産基本法」成立の経緯

日本・米国・欧州・中国をはじめ、世界各国で知的財産の重要性の認識が高まる中、「知識財産基本法」は、1)経済・社会パラダイムを知識財産中心に転換し、2)省庁間の連携を通じた国家知識財産政策の推進を図り、3)知識基盤産業育成のための国家知識財産戦略を樹立し、知識財産強国を実現することを基本的な趣旨とし、2011年7月20日に施行されることとなりました。

(2)「知識財産基本法」の主要内容

「知識財産基本法」は、知識財産を人間の創造的活動・経験により創出されたもの、発見された知識・情報・技術、思想・感情の表現、その他無形的なものであって財産的価値が実現できるもの等広くに定義（第3条）すると共に、国家知識財産委員会の設置、国家知識財産基本計画の樹立、その他知識財産の創出、保護、活用、基盤整備等について規定しています。

(3)「知識財産基本法」による政府の組織体制

「知識財産基本法」に基づき、大統領所属機関として、「国家知識財産委員会」が設けられました。「国家知識財産委員会」は、国務総理及び民間委員長による共同委員長を置くと共に、関連省庁の長による政府委員及び民間委員で構成されています。また、各課題を検討する専門委員会として、創出・保護・活用・基盤・新知識の5つの委員会が設置されると共に、紛争及び産学協力研究に関する特別専門委員会がそれぞれ設けられています。

(4)「第1次国家知識財産基本計画(2012-2016)」の概要

「第1次国家知識財産基本計画(2012-2016)」は、創出・保護・活用・基盤・新知識の5つの政策指針を基に、20の戦略目標、55の成果目標、133の管理課題で構成され、今後5年間で総額約10兆2千億ウォンを投じ、第1段階（2012年-2014年）として基盤・法令整備を、第2段階（2015年-2016年）として知識財産に親和した社会環境造成を図ることとしています。

韓国では、2012年1月31日、李明博大統領、金滉植国務総理参加の下、「知識財産未来強国、先んじる大韓民国」、「2012年、知識財産強国に向けた第一歩」とのスローガンを掲げ、「大韓民国知識財産強国元

年宣布式」が開催されました。今後、韓国における知的財産政策は、ますます重要かつ深化したものになっていくものと考えられます。

2. 韓EU、韓米FTA批准などに伴う知的財産関連法令の改正

(1)韓EU・FTA批准に伴う知財関連法改正の概要

韓EU・FTAに関連する法改正としては、主に地理的表示保護の強化に関する改正が行われました。特に、商標法において、FTAによって保護される地理的表示を他人が勝手に商標登録しないよう、不登録事由に追加したほか、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律において、FTAにより保護される地理的表示を他人が勝手に使用することを禁止しました。さらに、関税法において、これまで取締り対象としていた商標権等に加え、地理的表示、特許権、デザイン権等も対象に加え（ただし、特許権及びデザイン権は、2013年7月から適用）。

その他、デザイン保護法における実施行為として輸出が加えられると共に、著作権の保護期間を70年に延長する等、著作権法においても所与の改正が行われております。

(2)韓米FTA批准に伴う知財関連法改正の概要

特許法においては、公知例外適用期間（いわゆるグレースピリオド）の延長、審査処理遅延に伴う特許権存続期間の延長制度の導入が行われると共に、知財侵害訴訟における営業秘密維持命令制度が導入されました。また、韓米FTA批准に際し韓国側が難色を示していた薬事法改正による医薬品市販許可と特許との連携制度について、オリジナル医薬の特許権存続期間中に申請されたジェネリック医薬の市販許可を一定期間禁止する制度が検討されています。さらに、商標法では、音、におい等いわゆる新しい商標の保護が図られたほか、証明商標制度、少額損害賠償に対する法廷損害賠償制度の導入が行われました。さらに、著作権法も大きく改正され、実演者・レコード製作者等に与えられる著作権隣接権の保護期間延長、著作物の公正利用の拡大、ラベル偽造の禁止、盗撮行為の禁止等々、多くの改正が行われました。





仁川空港税関職員向け真がん判定セミナーを開催しました

韓国IPGは、社団法人貿易関連知識財産保護協会（TIPA）の共催の下、仁川空港で模倣品取締りを行っている税関職員約30名を対象に、今年度第2回目となる真がん判定セミナーを開催しました。本セミナーは、自社の真正品と中国等から流入してくる模倣品とを見分ける方法を直接税関取締り職員にレクチャーし、日々の取締りにおいて活用していただくものであり、模倣品の水際対策として、特に有効な手段となります。今回は、YKK 코리아株式会社、株式会社黒木本店、バンダイ 코리아株式会社、株式会社キヤノンの4社にご参加いただき、自社製品と模倣品とを区別する具体的なポイント・要領について説明を行っていただきました。

また、各企業の質疑応答時間において、税関取締り職員側から活発な質問が出され、税関取締り職員のモチベーションの高さがうかがえました。

日本特許庁が先日3月6日に発表した2011年度模倣品被害調査報告書によると、アンケート調査を行った企業のうち、韓国において模倣品による被害を受けたと回答した企業の割合は、2009年度の23.0%から25.5%とわずかではありませんが増加しております。その中でも、特に、2009年度においては、韓国において消費・提供される模倣品のうち約47%が海外から流入した模倣品であったものが、2010年度には、約56%に増加しており、もはや過半数を超えております。

このように、今日の韓国における模倣品被害は、海外からの流入によるところが大きくなり、韓国税関における一層の取締りが期待されます。韓国IPGは、税関取締り職員向けのセミナーについて、模倣品対策の一環として今後も重要な位置を占めるものと考えております。



2011年SJC建議事項に対する韓国政府の回答について

ソウルジャパンクラブ（SJC）は、2011年においても建議事項を取りまとめ、韓国政府に提出したところですが、韓国政府より概略についての回答が寄せられましたので、紹介いたします。なお、今年は、建議事項35項目のうち、22項目が知的財産関連のものとなっております。なお、回答内容に不明な点があり、さらに協議を行う予定です。

| | | |
|--|--|------|
| ◎ 侵害立証の容易化 (文書提出命令・秘密保持) | ①営業秘密等資料の提出命令が可能 ②営業秘密などは関係者以外に非公開手続可能 | 受入 |
| ◎ 間接侵害の拡充(「のみ」要件の緩和) | 汎用部品まで間接侵害と認めた場合、過渡な特許権の保護による紛争増加を憂慮 | 長期検討 |
| ◎ 法院による特許権等の有効・無効の判断 | 特許法院は、特許行政訴訟の正確な紛争の解決のため設置したもの | 受入困難 |
| ◎ 無効審判請求人適格の制限撤廃 (利害関係人規定を緩和) | 制限撤廃の可否は請求権乱用の憂慮などを考慮して長期的に検討 | 長期検討 |
| ◎ PCT出願の補正範囲の拡大 (原文基準の補正容認) | 立法予告された特許法改正案では、外国語原文に基づく補正を許容 | 受入 |
| ◎ 外国語出願の導入 | 立法予告された特許法改正案では、外国語(英語)での特許出願を許容 | 受入 |
| ◎ 拒絶理由等応答期間の緩和 (拒絶理由2カ月、査定不服申立30日の緩和) | 特許権不確定期間の長期化による第三者の被害を憂慮。ただし、特許法改正案では応答がない場合、期間延長申請とみなす内容を反映 | 一部受入 |
| ◎ 分割時期の緩和(特許査定後の分割の容認) | 特許権不確定期間の長期化による第三者の被害を憂慮 | 長期検討 |
| ◎ 「マルチのマルチクレーム」の容認 (多重引用請求項の容認) | 特許権範囲の判断が難しくなるため、第三者の理解容易性、先進国の事例などを考慮し検討 | 長期検討 |
| ◎ プログラムの物としての保護 | インターネットによる特許侵害の立法化を推進 | 長期検討 |
| ◎ 部分意匠後出願の容認 | デザイン保護法改正案に反映済み | 受入 |
| ◎ 物品と分離した操作画面等の保護 | デザイン保護法改正案に反映済み | 受入 |
| ◎ ログ等口カルノ32類の制限 | デザイン保護法改正案に反映済み | 受入 |
| ◎ デザインの無審査物品の見直し | 次期デザイン保護法改正時に見直す予定 | 一部受入 |
| ◎ 商標の先後願規程の判断時期改善 (判断時期の後出願決定時への変更) | (先願の確定まで)後願の審査を保留する運用を実施中 | 一部受入 |
| ◎ 指定商品の包括的記載の改善 (本体と付属品の包括記載の容認) | 一部包括的表現を許容しているが消費者の混同等を考慮し対象の拡大可否は慎重に検討 | 一部受入 |
| ◎ KIPRISウェブにおける意匠・商標検索システムの改善 | 英文キーワードに該当するハングル同義語、類義語拡張などを通じて持続的に改善 | 受入 |
| ◎ 知財裁判判例集の提供(全判決、全文の公開) | 民事訴訟法の改正により(2011.7)電子閲覧、及びコピーが可能(2015.1~) | 一部受入 |
| ◎ 著作権等侵害訂正命令手続改善 | 「英語」申告サイトをオープン予定 | 受入 |
| ◎ 日本コンテンツ規制の撤廃・番組フォーマットの保護 | 教育プログラム、特別司法警察の拡大、番組フォーマットの保護に努力 | 受入 |
| ◎ 韓国税関における水際措置の強化 | 2013.7.1から特許権まで拡大予定 | 受入 |
| ◎ 知財侵害品の輸出・通過規制の強化、職員教育の強化 | ①日本への輸出品目について集中取締中 ②437名に対して判定教育を実施、今後拡大予定 | 受入 |

重要判例を紹介します!

先日、韓国大法院は、全員合議体において日本のキルビー判決と同趣旨の判決を行ったところですが、一事不再理の判断時期に関して全員合議体における判決（2009フ2234登録無効（特）、2012年1月19日判決宣告）を行い、従前、一事不再理の原則を審判の審決時としていた判例を変更し、当該審判の請求時に判断すべきである旨の判事を行っておりますので、その概略をご紹介します。

2001年2月3日法律第6411号により改正される前の旧特許法第163条は、「審判の審決が確定登録され、又は判決が確定されたときは、何人も同一事実及び同一証拠によってその審判を請求することができない。」という一事不再理の原則を規定しております。すなわち、いったん審決が確定登録した場合、それと同じ事実及び同じ証拠をもって、改めて審判を行う、いわば確定した審決を蒸し返すような審判請求は、禁止されております。そして、従前、大法院は、一事不再理の原則に該当しているか否かについて、審判の請求時ではなく、その審決時を基準に判断すべきであると解釈していました（大法院2000. 6. 23宣告97フ3661判決、大法院2006. 5. 26宣告2003フ427判決）。

しかし、一事不再理の原則に該当しているか否かを、審判請求時ではなくその審決時に判断した場合、例えば、審判手続中に別の審判事件が確定し登録された場合、その登録された審判事件との比較で、現在進行中の審判事件が一事不再理に該当すると判断され、これまで進めてきた審判手続が全て遡及して不適法になる可能性があります。

今般の大法院による判決では、従前の判例に対し、関連する確定審決の登録という偶然的な事情により審判請求人が進めていた手続が遡及して不適法となる点について、憲法上保障された国民の裁判請求権を過度に侵害するおそれがあり、その審判に対する特

許審判院の審決を取り消した

法院の判決を無意味にしてしまう

という不合理が発生することとなる

と判事し、また、旧特許法第163条の

趣旨は、審判請求の乱用を防止して審判

手続の経済性を図り、同一審判に対して相手側が

繰返し審判に応じなければならないという煩わしさ

から解放するところにあるところ、一事不再理の効

力が与える範囲に関し、「何人も」と定めているた

め、むやみにその適用範囲を広げた場合、国民の裁

判請求権の行使を制限する結果になるといえる旨指

摘しております。そして、当該条文において、「そ

の審判を請求することができない」と規定している

ことから、審判の審決が確定登録された後には、先

の審判請求と同一事実及び同一証拠に基づいて新し

い審判を請求することが許容されないと解釈される

だけであり、他の審判の確定登録された審決との間

で一事不再理の原則が適用され、進行中の手続が遡

及的に不適法となり得るとする解釈は、合理的では

ないと判事しました。

結果、従前の判例を変更し、一事不再理の原則によ

り審判請求が不適法となるか否かの判断時期につい

て、当該審判請求を提起した時点とすべきであると

判事しました。

無効審判の一事不再理については、日本特許法第

167条にも規定されておりますが、いったん審決が

確定すると、何人も同一事実及び同一証拠でその審

判請求をすることができないという点（いわゆる確

定審決の第三者効）について、この判決と同様、裁

判を受ける権利を制限する等の問題が指摘されて

おり、今般、特許法が改正（平成23年6月8日法律第

63号）され、無効審判の当事者及び参加人に対して

のみ一事不再理の原則が適用されることとなりまし

た。



ジェットソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、模倣品、権利侵害を中心に、韓国の知財動向情報をピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

中・小製薬会社のためのオーダーメイド型特許紛争戦略支援 (02月16日)

韓国特許庁は、韓米FTAによる「医薬品の許可-特許連携制度」発効に備えて、国際特許訴訟(2004~2011年)中11%を占める医薬品関連の訴訟に対し、国内の中・小製薬会社の特許紛争への対応力向上のために、国際特許紛争コンサルティング・訴訟保険事業と医薬分野の海外特許紛争事例および判例情報を提供すると明らかにした。さらに、特許庁は、医薬分野の海外判例・紛争事例等の情報を国際知的財産権紛争情報ポータル(www.ipnavi.or.kr)により提供する予定だ。

大人気だった「羽根のない扇風機」がついに (02月16日)

羽根のない扇風機を開発したダイソン社(イギリス)が、強力な特許権の確保と迅速な特許紛争戦略で、模倣品を市場から追い出した。特許庁は、最近ダイソンの特許に対する特許無効審判と権利範囲確認審判が特許審判院に各々提起されたが、ダイソンの特許権は有効であり、模倣品は、ダイソンの特許権利の範囲に属するという審決がなされたことを明らかにした。ダイソンは、模倣品の発売に対応するため、韓・イギリス特許庁間で締結された特許審査ハイウェイ(PPH)、優先審判制度など、短期間に審査・審判を処理する特許制度を活用、迅速に紛争に対応した。特許庁関係者は「強い特許権を確保するためには特許請求範囲に自己の権利が確実に設定されているかを出願段階で徹底的に検証することが重要だ」とし、「特許権を迅速に受けるのも重要だが、特許権利を強くかつ広く確保することが市場での企業の運命を決めるだけに、国内企業もダイソンのような特許戦略を講じなければならない」と話した。

ベンチャー企業に対する特許侵害、大企業より9倍多い(03月08日)

中小企業やベンチャー企業は、大企業に比べ特許権侵

害を多く受けていることが明らかになった。韓国特許庁と貿易委員会が共同で実施した知識財産活動実態調査の結果によれば、2010年1年間で、大企業の調査対象企業のうち0.7%が特許権侵害を受けた経験があると回答し、中小企業およびベンチャー企業の場合、各々2.4%および6.5%が経験があると回答、大企業に比べ3~9倍も特許侵害を受けていることが分かった。

三星-アップル訴訟戦「こう着状態」続く (03月04日)

三星電子とアップルが係争中の訴訟戦が引き分けとなり、「膠着状態」に陥っている。4日、ドイツ・マンハイム裁判所で三星電子とアップルがお互いを相手に提起した特許侵害本案訴訟が全て棄却された。両社は、勝訴のための戦略ではなく、クロスライセンス交渉で有利な立場を確保するための長期戦に突入するだろうという予測が提起されている。世界全体で10カ国、30件余りに拡大した訴訟戦から抜け出すのは難しい。両社の主要関係者も「訴訟戦が簡単に終わることはない」と述べた。

韓-米FTA発効に伴って変わる特許・商標制度 (03月15日)

韓国特許庁は、韓-米FTAが2012年3月15日から発効されることに伴い、特許・商標分野に新制度が導入されたことを明らかにした。特許分野では、審査の遅延に対し特許権の存続期間を延長する制度が導入された。また、出願人が自身の発明を学術誌等で発表した場合、6カ月以内に出願しなければならなかったが、12カ月まで拡大される。商標関連分野では、音・匂いが商標登録可能となったほか、品質、原産地、生産方法などの特性を証明する「証明標章」制度、5000万ウォン以下の少額損害賠償金について、法院が認める範囲で賠償を受けることができる法廷損害賠償制度などが導入された。その他、知財訴訟において秘密保持命令制度が導入されるなど、多くの改正がなされた。



特許プールの誕生 - 特許と標準化との出会い -

標準化と特許とは関連性を持たず、独自に発展してきた。標準を定め広く普及することにより技術の拡散を追求する標準化制度と、独占権を付与することにより技術発展の動機付けとなる特許制度は、互いに相反する側面が強く、水と油のようなものと考えられていた。しかし、この両制度間に接点が生まれた。それが特許プール(Patent Pool)である。厳密に言えば、調和というよりは狼(特許)が羊(標準化)の皮(特許プール)を被ったと言えるかもしれない。

特許プールのメカニズムとメリット

特許プールとは、イメージどおり、ある技術について多数の特許を集めたものですが、どのようなメリットがあるのでしょうか？例えば、MPEG-2によるデータ圧縮技術について考えてみましょう。A社は、データの暗号化技術に関する特許のみを、B社は復号化技術に関する特許のみを持っていたとします。そして、MPEG-2を使った送受信装置を開発する場合、暗号化と復号化の両方の技術が必要となりますから、A社またはB社が単独で送受信装置を製品化した場合、互いの特許を侵害することになります。しかし、A社とB社が互いの特許をプールし、双方使用することで合意したら、どうでしょうか？

このようなメカニズムは、通常、クロスライセンスと呼ばれていますが、技術が複雑、高度化してくると、さらに多数の企業が互いの特許を持ち寄る必要が生じてきます。このように、クロスライセンスのメカニズムが多者間において形成されるようになると、それが特許プールとなってきます。そして、ある技術分野を実現するために必須の特許を持って特許プールを形成すれば、それを第3者に一括ライセンスし、ロイヤルティを得ることもできるようになってきます。これにより、さまざまな企業が参入可能となり、また、特許を有している企業は、さらに多くのロイヤルティを得ることができるようになります。

特許と標準化との摩擦

しかし、1993年のMPEG-2標準化では、最終段階において問題を生じることとなりました。元来、技術を広く普及させる標準化と特許とは、相反するものと考えられていたため、MPEG-2では、標準化に際し、特許に対する取扱原則を確定しないまま進められていたのです。ところが、標準化された技術に多数の特許が関わっていることが判明しました。そこで、執行委員会は、標準化会議の参加会員に対し、特許がある場合には提示するよう勧告するとともに、特許調査を実施して必須特許20件(特許権者は9社)を選定しました。また、

特許権者は、協議体を結成し、必須特許の調査、ライセンス代行などの業務を専担させるための会社として、かの有名なMPEG-LA(Licensing Administrator)を設立しました。この会社は、標準条件を盛り込んだ標準契約書を作成し、全世界の製造業者を見つけ出してはライセンスの勧誘を行い、集められたロイヤルティは、保有特許数に応じて、特許プールに参加した特許権者に分配されることとなりました。こうして、新たな企業の参入が保障される一方、各特許権者は、保有している必須特許件数に比例したロイヤルティが受けられるようになったのです。

しかし、まだ重要な問題があります。特許権は、本来、排他的な独占権ですから、特許プールを通じて特許権者が共謀すれば、例えば、他社の参入を妨げ、市場での競争を阻害する事態も生じかねません。そのため、伝統的に特許プールやクロスライセンスは、独占規制の対象として指摘されてきました。

「現代の特許プール」の誕生

そこで、MPEG-LAは、この問題を慎重に取り扱い、米国法務部に公式的な質疑を送り、MPEG-LA主導の特許プールが競争制限的なものでないという確認を公式に得ることに成功しました。さらに、ヨーロッパと日本からも、同様な「免罪符」を得たのです。

こうして、「現代の特許プール」(MPEG-LAは、MPEG-2特許プールを最初の'Modern-day Patent Pool'と話している)が誕生しました。特許プールの誕生が標準化過程において知的財産権の取扱原則を定めることができなかつたため偶然発生したものなのか、それとも知的財産権が武器となる時代における必然の結果なのかについては、別途議論する必要があります。しかし、確実に言えることは、これからは特許プールが重要であり、特にWiBro標準化の事例のように、標準化を推進する前から特許プールの結成を念頭において標準特許を確保することが必要となります。

このように、特許に標準化の皮を被せる特許プールは、羊の皮の役割を十分に果たしていると言えるでしょう。

<今回の解説者>

ベリタス国際特許法律事務所 李哲熙代表弁理士

1964年生まれ。1988年ソウル大学工学部 制御計測工学科卒業

1996年弁理士資格取得後、

1996~2001年より第一国際特許事務所勤務。

2001年ベリタス国際特許法律事務所設立、電子通信分野担当。

著書「e-弁理士の特許話」2001、明率出版等

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロソウル事務所 副所長 岩谷一臣)



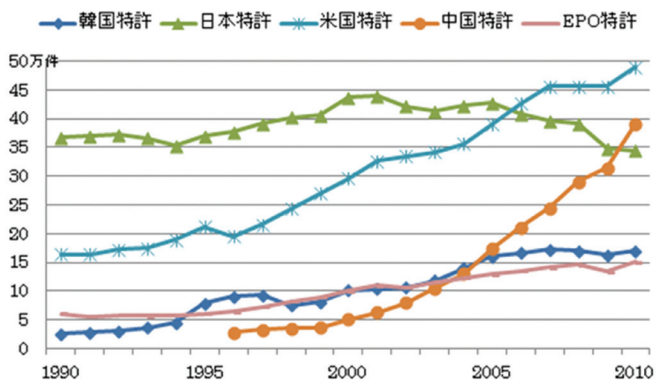
特許大国！韓国

韓国は、出願数で世界第4位の規模を誇る特許大国であることをご存じだろうか？しかし、一方で、韓国大手企業の出願戦略が大きく変わると共に、韓国中小企業や大学等も含め、出願構造が大きく変わってきている。特許大国韓国の特許出願は、今どのようになっているのであろうか。

世界有数の特許大国・韓国

世界で最も多くの特許出願がなされている国はどこでしょうか？一昔前は、日本がダントツでしたが、2010年時点では、米国が第1位であり、年間、約50万件の特許出願がなされています。第2位は、中国で約40万件。ただし、2011年速報値では、すでに米中が逆転しています。また、日本は、第3位で約35万件。そして、第4位に韓国が入り、約17万件となっています。韓国は、IMF通貨危機時に一時特許出願が減りましたが、2000年中盤に入り、欧州を抜き、以降、世界第4位の座をキープしています。

<5大特許庁の出願推移>

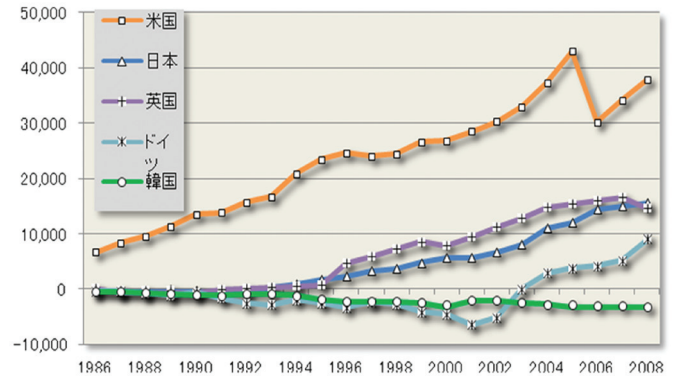


しかし、韓国といえば、経済的にも技術的にも躍進を続けているイメージがありますが、意外(?)なことに、特許出願数は、2005年以降横ばいから微増の状況が続いています。なぜでしょう？

韓国が直面する知的財産の課題

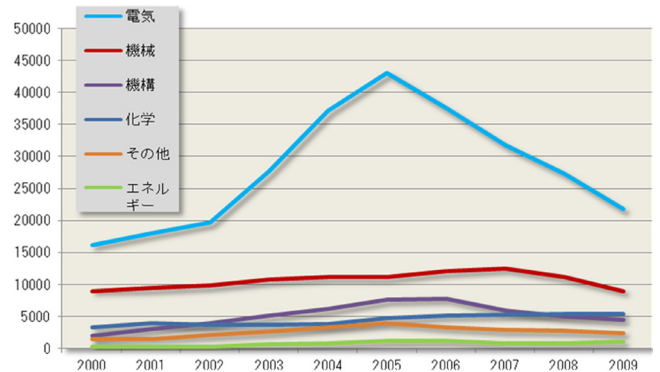
これを解明するためには、韓国が抱える知的財産上の課題を理解する必要があります。いくつか大きな課題がありますが、まず挙げるとすると、韓国における技術貿易収支の問題でしょう。先進各国の技術貿易が黒字の中、韓国では赤字幅が年々増加の一途をたどっています。つまり、いくら多くの特許出願を行い、特許技術を確保したとしても、それがロイヤリティ収入につながらない、それ自体ではいわず儲からない特許だったのです。

<主要国の技術貿易収支>



そのため、韓国大手企業は、それまでの特許戦略を大きく転換し、特許出願戦略を量から質重視、必要な市場をにらんだグローバル出願の重視へと特許経営の変革を行いました。下の図をご覧ください。大手企業がいかに特許出願の厳選を進めているかお分かりになるとと思います。

<韓国大手企業の出願推移>



変化する出願構造

しかし、これだけ韓国大手企業が出願数を減らしているにもかかわらず、韓国の特許出願全体では微増となっているのはなぜでしょうか？じつは、韓国の中小企業や大学の出願が増加しているのです。そして、特許出願の増加と同時に、技術のすそ野も確実に広がりつつあります。そうすると、今後、韓国の中小企業が日本の得意分野である部品・素材企業の直接のライバルとなってくる、あるいは、現在でもすでにそのような状況かもしれません。韓国では、国を挙げて日本の部品・素材技術を追い抜くことを明確なターゲットに掲げ、全力で技術開発に取り組んでいます。残念ながら紙面がつきましたので、これは、またいずれかの機会にお話ししたいと思います。

<今回の解説者>

日本貿易振興機構(JETRO)ソウル事務所 副所長 岩谷一臣(特許庁出向者)